

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

深刻な多重債務問題を解決するため、平成 18 年 12 月に改正貸金業法が成立し、出資法
の上限金利の引下げ、収入の 3 分の 1 を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含
む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は（1）多重債務相
談窓口の拡充、（2）セーフティネット貸付の充実、（3）ヤミ金融の撲滅、（4）金融経済
教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債
務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、同法成立前には 18 万人を超え
ていた自己破産者数も平成 20 年には 13 万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつあ
る。

一方、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、中小企業者等の借り入
れが困難となっているため、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩
和を求める声の一部にあるが、仮に、これらを採用すれば、再び自殺者や自己破産者、多
重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とさ
れる施策は、多重債務問題改善プログラムに位置づけられた相談体制の拡充、セーフティ
ネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などに着実に取り組むことである。

よって、国におかれては、多重債務問題の解決及び地方消費者行政の充実が喫緊の課題
であることも踏まえ、下記の項目を速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全実施すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保する
など相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 17 日

熊 本 県 議 会 議 長 早 川 英 明

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
財 務 大 臣	藤 井 裕 久 様
厚 生 労 働 大 臣	長 妻 昭 様
経 済 産 業 大 臣	直 嶋 正 行 様
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長	中 井 洽 様
金 融 担 当 大 臣	亀 井 静 香 様
消 費 者 及 び 食 品 安 全 担 当 大 臣	福 島 瑞 穂 様